

15歳までの医療費を完全無料化します

☆助成範囲を自己負担額まで拡大します。

浜中町では平成19年10月に少子化対策の一環として、乳幼児等にかかる医療費軽減を目的に、助成年齢を15歳まで拡大し助成しましたが、更に平成22年10月から重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等医療費の15歳までの自己負担額も課税、非課税世帯の区別なく全額を助成することとしましたので、医療機関等で受診の際の自己負担がなくなります。

なお、道外の医療機関等については、後日申請に基づき払い戻しとなります。

☆助成対象者の範囲について

この度の改正で、浜中町独自に医療機関等で受診の際の自己負担額も助成拡大を図り、義務教育終了過程の「15歳に達した後の最初の3月31日まで」としておりました乳幼児等医療費助成に加え、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療の受給者の内、15歳までの方も同様に自己負担額を助成することとしました。



【自己負担額】

平成19年10月から医療機関等へ受診した場合、保険適用分の自己負担額（2割又は3割）について、住民税非課税世帯と3歳までの乳幼児は初診時一部負担のみに、課税世帯の対象者は1割負担としておりましたが、平成22年10月診療分から自己負担分を完全無料化するにしました。

なお、入院時の食事代や差額ベット代、検診、文書料、容器代など保険適用外となる費用については従前と同じく助成の対象となりません。

◎医療費自己負担区分（変更前・後）

対象医療	年齢	自己負担区分		変更前
		課税世帯	非課税世帯	
重度心身障がい者医療	0～3歳	初診時一部負担金		
	3～15歳	1割負担	初診時一部負担金	
ひとり親家庭等医療	0～3歳	初診時一部負担金		
	3～15歳	1割負担	初診時一部負担金	
乳幼児等医療費	0～3歳	初診時一部負担金		
	3～15歳	1割負担	初診時一部負担金	

※「0～3歳」は3歳に達した月の末日まで

※初診時一部負担金～医科580円、歯科510円

※その他の変更点として、身体障害者福祉法施行令の改正により重度心身障がい者医療対象に肝臓機能障害が追加されました。

【変更後】平成22年10月から

一部負担金
無料

【詳細についてのお問い合わせ】

役場 町民課 保険年金係（☎62-2187）までお問い合わせください。